

## 国家戦略特別区域法案要綱

### 第一 総則

#### 一 目的

この法律は、国が定めた国家戦略特別区域において、経済社会の構造改革を重点的に推進することにより、産業の国際競争力を強化するとともに、国際的な経済活動の拠点を形成することが重要であることに鑑み、国家戦略特別区域に関し、規制改革その他の施策を総合的かつ集中的に推進するために必要な事項を定め、もって国民経済の発展及び国民生活の向上に寄与することを目的とすること（第一条関係）。

#### 二 基本理念

国家戦略特別区域における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成は、国が、これらの実現のために必要な政策課題の迅速な解決を図るため、適切に国家戦略特別区域を定めるとともに、規制の特例措置の整備その他必要な施策を、関連する諸制度の改革を推進しつつ総合的かつ集中的に講ずることを基本とし、地方公共団体及び民間事業者その他の関係者が、国と相互に密接な連携を図

りつつ、これらの施策を活用して、我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展を図ることを旨として、行われなければならないものとする（第三条関係）。

## 第二 国家戦略特別区域基本方針

一 政府は、国家戦略特別区域における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成に関する施策の総合的かつ集中的な推進を図るための基本的な方針（以下「国家戦略特別区域基本方針」という。）を定めなければならないものとする（第五条第一項関係）。

二 国家戦略特別区域基本方針には、国家戦略特別区域における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成の推進の意義及び目標に関する事項、国家戦略特別区域における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成の推進のために政府が実施すべき規制改革その他の施策に関する基本的な方針、国家戦略特別区域を指定する政令の立案に関する基準その他基本的な事項、第三の三の1に規定する区域計画の認定に関する基本的な事項、国家戦略特別区域における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成の推進に関し政府が講ずべき措置についての計画、国家戦略特別区域における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成の推進に関し政府が講ず

べき新たな措置に係る提案の募集に関する基本的な事項等について定めるものとする（第五条第二項関係）。

三 内閣総理大臣は、国家戦略特別区域諮問会議の意見を聴いて、国家戦略特別区域基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならないものとする（第五条第三項関係）。

四 内閣総理大臣は、三の規定による閣議の決定があつたときは、遅滞なく、国家戦略特別区域基本方針を公表しなければならないものとする（第五条第四項関係）。

五 内閣総理大臣は、必要があると認めるときは、国家戦略特別区域基本方針に基づき、二に規定する提案の募集を行うものとする（第五条第七項関係）。

### 第三 区域計画の認定等

#### 一 区域方針

1 内閣総理大臣は、国家戦略特別区域ごとに、国家戦略特別区域基本方針に即して、国家戦略特別区域における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成に関する方針（以下「区域方針」という。）を定めるものとする（第六条第一項関係）。

2 区域方針には、国家戦略特別区域における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成に関する目標並びにその達成のために取り組むべき政策課題、目標を達成するために国家戦略特別区域において実施される事業に関する基本的な事項等を定めるものとする（第六条第二項関係）。

## 二 国家戦略特別区域会議

1 国家戦略特別区域ごとに、区域計画の作成、認定区域計画の実施に係る連絡調整並びに国家戦略特別区域における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成に関し必要な協議（4及び5において「区域計画の作成等」という。）を行うため、国家戦略特別区域担当大臣（内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第九条第一項に規定する特命担当大臣であつて、同項の規定により命を受けて同法第四条第一項第三号の二に掲げる事項に関する事務及び同条第三項第三号の七に掲げる事務を掌理するものをいう。以下同じ。）及び関係地方公共団体の長は、国家戦略特別区域会議を組織するものとする（第七条第一項関係）。

2 内閣総理大臣は、区域方針に即して、国家戦略特別区域における産業の国際競争力の強化又は国際

的な経済活動の拠点の形成に特に資すると認める特定事業を実施すると見込まれる者として、公募その他の政令で定める方法により選定した者を、国家戦略特別区域会議に構成員として加えるものとすること（第七条第二項関係）。

3 国家戦略特別区域担当大臣及び関係地方公共団体の長は、必要と認めるときは、協議して、国の関係行政機関の長（当該行政機関が合議制の機関である場合にあっては、当該行政機関）等を国家戦略特別区域会議に構成員として加えることができるものとすること（第七条第三項関係）。

4 国家戦略特別区域会議は、区域計画の作成等を行うため必要があると認めるときは、国の行政機関の長及び地方公共団体の長その他の執行機関に対して、資料の提供、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができるものとする（第七条第四項関係）。

5 国家戦略特別区域会議は、区域計画の作成等を行うため特に必要があると認めるときは、4に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができるものとする（第七条第五項関係）。

6 国家戦略特別区域会議において協議が調った事項については、その構成員は、その協議の結果を尊

重しなければならないものとする（第七条第六項関係）。

7 国家戦略特別区域会議の庶務は、内閣府において処理するものとする（第七条第七項関係）。

### 三 区域計画の認定

1 国家戦略特別区域会議は、国家戦略特別区域基本方針及び区域方針に即して、国家戦略特別区域における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成を図るための計画（以下「区域計画」という。）を作成し、内閣総理大臣の認定を申請するものとする（第八条第一項関係）。

2 区域計画には、国家戦略特別区域の名称、目標を達成するために国家戦略特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業の内容及び実施主体に関する事項等を定めるものとする（第八条第二項関係）。

3 国家戦略特別区域会議は、区域計画に特定事業の実施主体として特定の者を定めようとするときは、あらかじめ、当該特定事業の内容及び当該特定事業の実施主体として当該区域計画に定めようとする者について公表しなければならないものとする（第八条第三項関係）。

4 3の規定による公表があった場合において、当該特定事業を実施しようとする者（当該公表がされ

た者を除く。)は、国家戦略特別区域会議に対して、自己を当該特定事業の実施主体として加えるよう申し出ることができるものとする事(第八条第四項関係)。

5 国家戦略特別区域会議は、4の規定による申出をした者が実施しようとする特定事業が国家戦略特別区域における産業の国際競争力の強化又は国際的な経済活動の拠点の形成に資すると認めるときは、当該申出に応じるものとする事(第八条第五項関係)。

6 区域計画は、国家戦略特別区域会議の構成員が相互に密接な連携の下に協議した上で、国家戦略特別区域担当大臣、関係地方公共団体の長及び二の2に規定する構成員の全員の合意により作成するものとする事(第八条第六項関係)。

7 内閣総理大臣は、1の規定による認定の申請があつた場合において、区域計画が国家戦略特別区域基本方針及び区域方針に適合するものであること等の基準に適合すると認めるときは、その認定をするものとする事(第八条第七項関係)。

8 内閣総理大臣は、7の認定を行うに際し必要と認めるときは、国家戦略特別区域諮問会議に対し、意見を求めることができるものとする事(第八条第八項関係)。

9 内閣総理大臣は、認定をしようとするときは、区域計画に定められた特定事業に関する事項について、当該特定事業に係る関係行政機関の長の同意を得なければならないものとし、この場合において、当該関係行政機関の長は、当該特定事業が、法律により規定された規制に係るものにあつては第四の一から六までの規定で、政令又は主務省令により規定された規制に係るものにあつては国家戦略特別区域基本方針に即して第四の七の規定による政令若しくは内閣府令・主務省令又は第四の八の規定による条例で、それぞれ定めるところに適合すると認められるときは、同意をするものとする（第八条第九項関係）。

10 内閣総理大臣は、認定をしたときは、遅滞なく、その旨を公示しなければならないものとする（第八条第十項関係）。

#### 四 認定の取消し

1 内閣総理大臣は、認定区域計画（認定区域計画の変更があつたときは、その変更後のもの。以下同じ。）が三の七に適合しなくなったと認めるときは、認定を取り消すことができるものとし、この場合において、内閣総理大臣は、あらかじめ関係行政機関の長にその旨を通知しなければならないもの

とすること（第十条第一項関係）。

2 関係行政機関の長は、内閣総理大臣に対し、1の規定による認定の取消しに関し必要と認める意見を申し出ることができるものとする（第十条第二項関係）。

五 認定区域計画の進捗状況に関する評価

国家戦略特別区域会議は、認定区域計画の進捗状況について、定期的に評価を行うとともに、その結果について、内閣総理大臣に報告しなければならないものとする（第十一条関係）。

第四 認定区域計画に基づく事業に対する規制の特例措置等

一 旅館業法の特例

国家戦略特別区域会議が、国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業（国家戦略特別区域において外国人旅客の滞在に適した施設を賃貸借契約及びこれに付随する契約に基づき一定期間以上使用させるとともに外国人旅客の滞りに必要な役務を提供する事業として政令で定める要件に該当する事業をいう。

）を定めた区域計画について、内閣総理大臣の認定を受けたときは、当該認定の日以後は、国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業を行おうとする者は、その行おうとする事業が国家戦略特別区域外国人

滞在施設経営事業の要件に該当している旨の都道府県知事の認定を受けることにより、当該事業については、旅館業法第三条第一項の規定は適用しないものとする（第十二条関係）。

## 二 医療法の特例

内閣総理大臣の認定を受けた区域計画に係る国家戦略特別区域内において、世界最高水準の高度の医療であつて、国内においてその普及が十分でないものを提供する者として当該区域計画に定められた者から、当該医療に必要な病床を含む病院の開設の許可の申請等があつた場合においては、都道府県は、医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第三十条の四第十三項の規定により当該申請等に係る当該都道府県の同条第一項に規定する医療計画において定められた同条第二項第十一号に規定する基準病床数に当該医療に必要な病床の病床数を加えて得た数を基準病床数とみなして、当該申請等に対する許可に係る事務を行うことができるものとする（第十三条関係）。

## 三 建築基準法の特例

1 内閣総理大臣の認定を受けた区域計画について、当該認定を建築基準法第四十九条第二項の承認とみなして、同項の規定を適用するものとする（第十四条関係）。

2 内閣総理大臣の認定を受けた区域計画に定められた国家戦略住宅整備事業（建築基準法第五十二条第一項の規定による制限を緩和することにより、国家戦略特別区域内において産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成を図るために必要な住宅の整備を促進する事業をいう。）を実施する区域内において、その全部又は一部を住宅の用途に供する建築物であつてその敷地内に当該区域計画に定められた空地を有し、かつ、その敷地面積が当該区域計画に定められた規模以上であるものについて、当該区域計画に定められた容積率の最高限度を限度として、用途地域に関する都市計画で定める容積率を緩和するものとする（第十五条関係）。

#### 四 道路法の特例

1 国家戦略特別区域会議が、国家戦略道路占用事業を定めた区域計画について、内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該国家戦略道路占用事業に定められた区域に係る道路管理者は、当該国家戦略道路占用事業に係る施設等の道路の占用について、道路の敷地外に余地がないためにやむを得ないものであるとの基準にかかわらず、道路の占用の許可を与えることができるものとする（第十六条第一項関係）。

- 2 国家戦略特別区域会議は、区域計画に国家戦略道路占用事業を定めようとするときは、あらかじめ、都道府県公安委員会に協議し、その同意を得るものとする（第十六条第三項関係）。

## 五 農地法等の特例

- 1 内閣総理大臣の認定を受けた区域計画に係る農業法人経営多角化等促進事業の実施区域内にある農地等を管轄する農業委員会は、農業生産法人以外の法人で一定の要件を満たしたものが当該区域内にある農地等について農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第三条第一項本文に掲げる権利を取得しようとする場合には、同条第二項（第二号及び第四号に係る部分に限る。）の規定にかかわらず、同条第一項の許可をすることができるものとする（第十七条関係）。

- 2 内閣総理大臣の認定を受けた区域計画に係る農地等効率的利用促進事業の実施区域内にある農地等についての農地法第三条第一項本文に掲げる権利の設定又は移転に係る農業委員会の事務の全部又は一部（以下「特例分担事務」という。）を市町村長が行うことにつき、当該市町村長と当該農業委員会との間で合意がされた場合には、当該市町村長は、農地法その他の法令の規定にかかわらず、当該区域において特例分担事務を行うものとする（第十八条関係）。

## 六 都市計画法等の特例

内閣総理大臣の認定を受けた区域計画については、当該認定の日において、土地区画整理事業の認可、都市計画の決定若しくは変更、開発許可、都市計画事業の認可若しくは承認、市街地再開発事業の認可又は民間都市再生事業計画の認定があつたものとみなすものとする（第十九条から第二十四条まで関係）。

## 七 政令等で規定された規制の特例措置

内閣総理大臣の認定を受けた区域計画に係る国家戦略特別区域内においては、政令等規制事業（政令又は主務省令により規定された規制に係る事業をいう。）については、政令により規定された規制に係るものにあつては政令で、主務省令により規定された規制に係るものにあつては内閣府令・主務省令で、それぞれ定めるところにより、規制の特例措置を適用するものとする（第二十五条関係）。

## 八 地方公共団体の事務に関する規制についての条例による特例措置

内閣総理大臣の認定を受けた区域計画に係る国家戦略特別区域内においては、地方公共団体事務政令等規制事業（政令又は主務省令により規定された規制（関係地方公共団体の事務に関するものに限る。）

）に係る事業をいう。）については、政令により規定された規制に係るものにあつては政令で定めるところにより条例で、主務省令により規定された規制に係るものにあつては内閣府令・主務省令で定めるところにより条例で、それぞれ定めるところにより、規制の特例措置を適用するものとする（第二十六條關係）。

#### 九 国家戦略特区支援利子補給金の支給

政府は、認定区域計画に定められている特定事業を行うのに必要な資金の貸付けを行う銀行その他の内閣府令で定める金融機関であつて、当該貸付けの適正な実施の確保を考慮して内閣府令で定める要件に該当するものとして内閣総理大臣が指定するもの（以下この九において「指定金融機関」という。）が、当該資金を貸し付けるときは、当該貸付けについて利子補給金を支給する旨の契約を当該指定金融機関と結ぶことができるものとする（第二十七條關係）。

#### 第五 国家戦略特別区域諮問会議

##### 一 設置

内閣府に、国家戦略特別区域諮問会議（以下「会議」という。）を置くものとする（第二十八條

関係)。

## 二 所掌事務

会議は、国家戦略特別区域の指定に関する事項等の事務をつかさどるものとする(第二十九条関係)。

## 三 組織等

会議は、議長及び議員十人以内をもって組織するものとし、これらの者について所要の規定を整備すること(第三十条から第三十三条まで関係)。

## 四 資料提出の要求等

会議に対する資料提出その他の必要な協力等について所要の規定を整備すること(第三十四条関係)。

## 第六 雑則

### 一 個別労働関係紛争の未然防止等のための事業主に対する援助

1 国は、国家戦略特別区域において、個別労働関係紛争(個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律(平成十三年法律第百十二号)第一条に規定する個別労働関係紛争をいう。2において同じ。)を

未然に防止すること等により、産業の国際競争力の強化又は国際的な経済活動の拠点の形成に資する事業の円滑な展開を図るため、国家戦略特別区域内において新たに事業所を設置して新たに労働者を雇い入れる外国会社その他の事業主に対する情報の提供、相談、助言その他の援助を行うものとすること（第三十六条第一項関係）。

2 1に規定する情報の提供、相談及び助言は、事業主の要請に応じて雇用指針（個別労働関係紛争を未然に防止するため、労働契約に係る判例を分析し、及び分類することにより作成する雇用管理及び労働契約の在り方に関する指針であつて、会議の意見を聴いて作成するものをいう。）を踏まえて行うものを含むものでなければならぬものとする（第三十六条第二項関係）。

3 内閣総理大臣及び関係行政機関の長は、国家戦略特別区域会議に対し、当該国家戦略特別区域に係る国家戦略特別区域における1に規定する援助に関する情報を提供するものとし、国家戦略特別区域会議は、1に規定する援助の実施に関し、内閣総理大臣及び関係行政機関の長に対し、意見を申し出ることができるものとする（第三十六条第三項及び第四項関係）。

二 構造改革特別区域において実施される事業との連携

1 内閣総理大臣は、第二の五の規定による募集に応じ行われた提案であつて、構造改革特別区域法（平成十四年法律第八十九号）に規定する構造改革の推進等に資すると認めるものについては、同法第三条第四項に規定する提案とみなして、同項の規定を適用するものとする（第三十七条第一項関係）。

2 構造改革特別区域において実施される事業であつて、国家戦略特別区域における産業の国際競争力の強化又は国際的な経済活動の拠点の形成に資するものについては、内閣総理大臣及び関係行政機関の長は、その円滑かつ確実な実施に関し必要な助言その他の援助を行うように努めなければならないものとする（第三十七条第二項関係）。

## 第七 施行期日等

### 一 施行期日

1 この法律は、公布の日から施行するものとする。ただし、第三、第四及び第六の一の規定は、公布の日から起算して四月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するもの等とすること（附則第一条関係）。

## 二 検討

1 政府は、産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成の推進を図る観点から、一定の期間内に終了すると見込まれる事業の業務（高度の専門的な知識、技術又は経験を必要とするものに限る。）に就く労働者であつて、使用者との間で期間の定めのある労働契約を締結するもの（その年収が常時雇用される一般の労働者と比較して高い水準となることが見込まれる者に限る。）その他これに準ずる者についての、期間の定めのある労働契約の期間の定めのない労働契約への転換に係る労働契約法（平成十九年法律第二百二十八号）第十八条第一項に規定する通算契約期間の在り方及び期間の定めのある労働契約の締結時、労働契約の期間の満了時等において労働に関する法令の規定に違反する行為が生じないようにするために必要な措置その他必要な事項であつて全国において実施することが適切であるものについて検討を加え、その結果に基づいて必要な措置（以下この1において「特定措置」という。）を講ずるものとし、厚生労働大臣は、この検討を行うに当たっては、労働政策審議会の意見を聴かなければならないものとする。また、政府は、特定措置を講ずるために必要な法律案を平成二十六年に開会される国会の常会に提出することを旨とするものとする（附則第二

条第一項から第三項まで関係）。

2 政府は、産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成の推進を図る観点から、地域の特性に応じた多様な教育を実施するに当たり、公立学校（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第二条第二項に規定する公立学校をいう。）の教育水準の維持向上及び公共性の確保を図りながら、公立学校の管理を民間に委託することを可能とするため、関係地方公共団体との協議の状況を踏まえつつ、この法律の施行後一年以内を目途としてその具体的な方策について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする（附則第二条第四項関係）。

3 政府は、この法律の施行後五年以内に、この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする（附則第二条第五項関係）。

### 三 訓令又は通達に関する措置

関係行政機関の長が発する訓令又は通達のうち国家戦略特別区域に関するものについては、この法律の規定に準じて、必要な措置を講ずるものとする（附則第三条関係）。

### 四 関係法律について所要の改正等を行うこと（附則第四条から附則第十一条まで関係）。

## 第八 別表

規制の特例措置の適用を受ける事業を掲げること。